

東浦町環境審議会 会議録

会議の名称	平成 27 年度 第 1 回 東浦町環境審議会	
開催日時	平成 27 年 7 月 14 日（火） 午前 10 時 ～ 午前 11 時 40 分	
開催場所	東浦町役場 3 階 合同委員会室	
出席者	委員	久米 弘(コミュニティ連絡協議会会長) 野村 雅代(卯の花くらしの会生活学校運営委員長) 竹田 正巳(農業委員会会長) 成田 盛雄(商工会会長) 楠本 竜二(イオンモール東浦) 伊藤 彰近(株式会社豊田自動織機刈谷工場) 遠藤 香代(JA あいち知多女性部東浦地域部長) 水野 善久(教育委員会委員長) 藤井 敏夫(元愛知県環境部長) 櫻井 繁(公募)
	事務局	成田生活経済部長 石川環境課長 長坂課長補佐兼環境保全係長 竹内主任 花原主事 春日 俊夫(一般社団法人地域問題研究所)
欠席者	委員	田崎 守人(経済建設委員会委員長) 古瀬 裕美(母の会会長) 土野 広道(カリモク家具㈱)
議 事	議事 1	平成 23 年度から平成 26 年度までの東浦町を取り巻く状況と社会状況の変化について
	議事 2	平成 23 年度から平成 26 年度までの基本計画の施策・事業の実施状況と評価について
	議事 3	中間年度による計画の見直し方針について
	議事 4	東浦町の環境を守る基本計画後期分策定スケジュールについて
傍聴者の数	0 名	
審 議 内 容	会議の公開を確認 議事の審議内容は、別紙のとおり	
備 考		

環境課長 : あいさつ
議題変更の了承
資料の確認
代表変更のあった経済建設委員会委員長並びに、母の会会長の委嘱
新公募委員への委嘱
会議の公開の確認(傍聴者無し)
会議の録音ならびに会議状況の写真撮影の了承

生活経済部長 : あいさつ

会長 : あいさつ

会長 : 議事進行
13 名中 10 名が出席、会議の成立を報告。

議題 1「平成 23 年度から平成 26 年度までの東浦町を取り巻く状況と社会状況について」資料 1
議題 2 の「平成 23 年度から平成 26 年度までの基本計画の施策・事業の実施状況と評価について」資料 2
議題 3「中間年度による計画の見直し方針について」資料 3
一括議題とする。

事務局 : これまでの経過の確認を兼ねて、会議の概略を説明する。
今回見直しを行う平成 23 年度から 32 年度の「東浦町の環境を守る基本計画」は、平成 23 年度に改定し、その後 10 年間における本町の環境行政や住民や事業者のみなさんとの協働による取組みの方向性を定めている。
この基本計画は、必要に応じて中間年度に施策の進捗状況や、社会経済動向を踏まえ修正・改定を行うこととしており、東日本大震災等大きな社会経済動向の変化が見受けられたため、当初の基本計画策定から 4 年が経過した平成 26 年 4 月から、中間年度である平成 28 年度に向け基本計画の見直しをはじめた。
参考資料 4 を参照。
平成 26 年度 7 月 2 日 平成 26 年度第 1 回東浦町環境審議会において、東浦町長より諮問を行う。
諮問内容は、東浦町の環境を守る基本条例により平成 23 年度から平成 32 年度「東浦町の環境を守る基本計画」における中間年度による計画の見直し内容についてである。
これまでのスケジュールは、平成 26 年 7 月 2 日 第 1 回環境審議会を開催し、住民アンケートの内容について審議を行った。
平成 26 年 11 月 10 日から 11 月 28 日まで、環境に関する住民アンケートを実施した。
平成 27 年 2 月 19 日第 2 回環境審議会開催 アンケート結果を報告し中間見直し内容の意見を聴取する。
住民アンケートは、東浦町の環境施策に対する評価、環境に対する住民意識、要望等を把握するために行い、中間見直しのための基礎資料となる。
調査方法、調査対象、有効回答数、調査内容については、「東浦町の環

境を守る基本計画」中間見直しのための環境に関する住民アンケート調査結果報告書に記載してある。

住民アンケートの調査結果については、役場の各課に照会し、基本計画の施策を実行するため、各課が取り組んでいる実施事業の見直しに反映していきたい。

地域問題研究所より説明を行う。

議題1「平成23年度から平成26年度までの東浦町を取り巻く状況と社会状況について」

環境基本計画が策定されてから、社会情勢や環境に対する考え方に変化が見られる。東日本大震災以降、放射能汚染や空き家問題が注目されている。東浦町における平成22年度からの動向を確認し、基本計画の目標値に反映させていく。

議題2「過去4年間の基本計画の施策・事業の実施状況と事業評価」

現行計画の各施策に対し、調査シートにより細かく評価をしたもので、事務局と担当課との面談方式でヒアリングを実施し、ランク付けを行った。

議題3「中間年度による環境基本計画の見直し方針」

全体の見直し方針として、原則として現行計画の体系のまま行う予定であるが、町として進めていくことが難しい部分については、他の項目との統合を考えている。

基本施策の内容は、実施状況と評価をふまえて随時修正する。計画の推進体制については、現状の行政組織や会議構成に沿って修正していく。

目標1「自然とうるおいを大切にする共生のまちづくり」

1-1「多様な自然を守り育てる」

自然や動植物、歴史・文化だと考えている。

河川ため池に関しては、若干の表現の修正が必要かと考える。

絶滅危惧種・外来種という記載があるが、動植物の保全という観点では、町としてはなかなか取組ができていない。町にとっての動植物の保全について、意義を少し検討したい。目標にあるような絶滅危惧種の確認や調査といったことは、広域的な連携が必要になるため、住民に身近な課題へ変えていく必要があるか再検討する。

農地の保全耕作放棄地の減少は止まらないという現状から、目標値の再検討をする。また、就農者の育成についても県やJAが行っていることが大きく、そのなかで、町として何をしていくか整理する必要がある。緑化の推進、公園緑地以外の緑化について方針を明確化する。

1-2「自然とふれあう空間を作る」

農業との関わりについて、検討が必要。「水辺と親しむ場を創生する」では、明徳寺川ではすでに様々な取り組みが行われているが、他の河川における可能性を模索していく。

1-3「歴史・文化と調和したまちをめざす」

景観と空き家、ごみ屋敷等の兼ね合いについて、全町的に検討する必要がある。

目標2「いのちと健康を大切にする安全のまちづくり」

主に公害だが、この5年間大きく状況が悪化したということもないので企業との連携をとりながら着実に進めていく。

目標3「ものとエネルギーを大切にする循環のまちづくり」

主にごみに関する内容で、ごみ全体の排出量は減少傾向にあるが、目標

値に達成は難しいため、目標値の中身について分析を行い、見直しをする。

3-1-3 「事業系廃棄物の適正処理を促進する」

町が主体となって取組を進めることではないが、積極的に取り組んでいく。

3-2 「地球温暖化対策を推進する」

主に二酸化炭素排出量だが、町の計画ということで、住民の努力が直接的に反映できるように、目標や達成度が分かりやすい表現にしていく。

目標4 「住民と行政がともに汗を流す協働のまちづくり」

環境学習については、地域や学校で精力的に実施している。東浦町ではアダプトプログラムに参加している人が多く、目標値は既に達成しているので、より進めていく方向で上方修正していく。

4-3 「町が環境保全行動をけん引する」

町有施設の設備の更新などをふまえながら、太陽光発電システムの導入について見直しを行っていく。

(質疑・意見)

委員 : 資料1にある東浦町の人口はどこからでた数字か。町のホームページでは、50,300人くらいで上下しているが、資料1の数字の根拠はどこか。

事務局 : 平成22年度の人口は国勢調査から、それ以外の人口は国勢調査を元に県が推計したものである。

委員 : 資料3には自然について記載があるが、ため池や河川への親水性ということで、行政や指導者が一緒であれば、河川やため池で遊ぶことに対し危険が少ないと考えるが、住民が個々で遊ぶ際には危険性が高くなる。住民に対し河川やため池で遊ぶ際の危険性を、行政が指導していくことも必要なのではないか。

事務局 : 各課での取り組みにあたり、担当課へのヒアリングではため池の耐震化を進めている。また、ため池周辺の雑草等については、景観もあるので、委託という形で刈り取りを進めている。安全面については、今後実施計画の中で検討していく。

委員 : 昨年行ったかいどりの安全性はどうなのか。

会長 : かいどりにについては、担当や専門の者が就いて指導している。町が実施したものについてはしっかりと指導しているが、個人が実施したものはまた違ってくる。

委員 : 資料2の実施状況の評価がずいぶん厳しいようだが、評価は環境課が行ったのか。また、河川改修が行われたことは知っているが、水辺を親しむ場という面で、明徳寺川は知っているが、須賀川ではどのようなことが進められたのか。アダプトプログラムについて、具体的にどの地域でどのような活動が行われているのか。

事務局 : 各課が達成評価を出し、ヒアリングした内容をふまえて環境課が評価し

ている。親水性は今後、改修とともに担当課が検討し進めていくと聞いている。アダプトプログラムの推進については、自宅前の植栽や、道路の清掃といったことを進めていると聞いている。

委員 : 地球温暖化で二酸化炭素の排出量の試算結果について、どういう計算をしたのか。

事務局 : 統計データを利用し部門ごとに算定している。ただ、算出のためのデータは公表が2年遅れのため、2年前のものを使用している。

委員 : 産業部門はデータに対し、排出原単位をかけていると思うが、家庭・民生業務部門における排出量も同じように、県の排出原単位をかけているのか。

事務局 : 住民生活については、部門ごとにデータがあるので、東浦町のデータを見ている。

委員 : 途中でデータの選定を変えることは好ましくないが、具体的に取組みが進んでいるかどうかということが大切である。また、町としての取組なのか、県や社会全体としての取組なのか、わかりにくくなってしまう。資料3の2ページで外来種についての記載が抜けている。また、資料2で、外来種についての記載がないが、港湾地域は外来種による影響を受けやすい。自然環境を守る中に、外来種対策も住民に身近なこととして意識喚起を行った方がいい。動植物の保全は、一般論では難しいといていたが、一つの方法として、阿久比町のようにある動物の保全といった形で、皆の目標を掲げる予定・可能性はあるか。

会長 : 今後、ある生き物の保全といった目標も考えてもらえればと思う。

委員 : 都市整備課が、景観フォトコンテストを行っているようだが、環境基本計画と連動しているのか。また、実施の目的等は把握しているのか。

会長 : これは住民の生活に根ざした地域ものというくくりがあり、都市整備課が景観条例策定のために行っていることであるため、基本計画とは少し異なる。

委員 : 消費者的立場で、家庭の中らごみを少なくするというのを考えて活動を行っている。冷蔵庫の中のまだ食べられるが、賞味期限の切れている食品を捨てようという考え方に変化が見られる。各家庭にアンケートをとり、残りやすい食材の上位を使ったレシピコンクールを考えている。これにより、賞味期限が1日過ぎていても食べられる食材を使う家庭が増え、最終的に環境に大きく関わるのではないかと考えている。

会長 : ぜひ、地域の住民に広げてほしい。

委員 : アダプトプログラムを利用し、神社の清掃を行った。アダプトプログラムはとてもいい制度にも関わらず、知名度が低い。PRの機会が少ないため、PRの方法を考えたらよいのではないか。

会長 : 議題 1・2・3 については、今後、挙げられた意見も精査し加味して勧めていく。
議題 4「東浦町の環境を守る基本計画後期分策定スケジュール(予定)」について事務局から説明する。

事務局 : 今年度の 5 月から平成 28 年度 4 月の見直し計画書の公表までの計画である。
5 月 14 日、15 日、18 日 環境基本計画に基づく施策事業の進捗状況と将来目標についての見通しを担当各課と環境課、地域問題研究所の 3 者でヒアリングし協議を行った。事前にヒアリングシートを配布し、各課の課長補佐兼係長もしくは、係長と担当に出席を依頼し課内で検討し収集した内容を聴き取りした。
平成 27 年 7 月 14 日本日の第 1 回東浦町環境審議会でヒアリングの報告と、中間年度による計画の見直し方針を審議する。
審議会後、7 月 22 日 審議会での意見を踏まえ、副町長、教育長、部長で行う環境施策調整会議で中間報告を行い、改定計画の方針を検討する。
必要に応じて課長で構成される施策推進会議を、随時開催する。
平成 27 年 10 月の第 2 回目環境審議会に改定計画(案)の検討を行う。
改定計画(案)については、計画の見直し方針に沿って、現基本計画の達成状況、東浦町の環境を取り巻く状況、近年の社会情勢等を踏まえて、基本目標の実現に向けて施策の項目を検討し作成する。
同 10 月環境審議会での内容を加味し、部長以上の役職で構成される施策調整会議で改定計画(案)を報告し、検討する。
同年 12 月パブリックコメントにて、改定計画案を 1 ヶ月公表し町民の意見を募集する。パブリックコメントの周知は、町広報紙、ホームページで公表し、環境課窓口とホームページで内容を開示し意見、情報、改善案を募集する。
開示時の意見等を加味し、平成 28 年 1 月第 3 回審議会を開催し修正案を審議し、「東浦町の環境を守る基本計画」における中間年度による計画の見直しの内容についての答申を受け、平成 28 年度 4 月に中間見直し計画を公表する。
記載はないが、4 月中に、東浦町環境基本計画に基づく施策事業の進捗内容の管理と達成状況の確認として、平成 26 年度の実績と平成 27 年度計画を各課に依頼し報告を受けて、環境課で取りまとめを行った。参考資料 3 は、現在ホームページで公表している。

(質疑・意見)

委員 : 来年 4 月に行う公表の方法と、どの程度の範囲に配布するのか。

事務局 : 町ホームページ等で公表を行う。冊子は、環境審議会の委員並びに町議会議員、各部長、課長に配布する。

委員 : 環境に関する行政施策をいつからはじめるのかはわかるが、住民が内容について深く理解し、共に進めることが大切なのであって、「作成しました。ホームページに掲載してあります。」では意味がない。

事務局 : 作成した基本計画を、住民に配布することは難しい。住民へ個々の政策を周知する方法は、すぐには答えられないので、後々の環境審議会で報告する。基本的な計画を進める個々の施策や、各課で行っている個々の施策において、基本計画に沿った方針を示していく。また、住民にどのように周知していくか、また少し考えて報告する。

委員 : 協議して作成したものを、コミュニティセンターやホームページにあるというだけではなく、周知し住民の理解を得て、どのように行政施策のなかで消化していくかであると考えている。そのような考えを事務局が持つことを期待する。

会長 : 次回案内、10月14日水曜日午前10時から開催する予定である。

閉会のあいさつ